

大学等名	岐阜女子大学
テーマ名	テーマ2 知的財産関連教育の推進
取組名称	デジタル・アーキビストの養成 - 文化情報の創造、保護・管理、流通利用を支援する -
取組学部等	文化創造学部
取組担当者	教授 後藤忠彦
取組期間	平成16年度～平成18年度
Webサイト	<a href="http://dac.gijodai.ac.jp/gp-da/top_index.htm">http://dac.gijodai.ac.jp/gp-da/top_index.htm</a>

## 取組の概要

デジタル・アーカイブズの開発は、ここ数年世界の博物館・図書館、また国内では、県・市町村の博物館・企業等で文化資料の情報化とその流通利用が始まりました。そこでは、文化情報の知的財産としての保護・管理・流通、さらに新しい文化創造を担当するデジタル・アーキビストの養成が必要とされられました。

本学ではデジタル・アーカイブズ関係の研究・教育・教育実践に利用できる施設および文化情報を蓄積し、デジタル・アーキビストの養成の教育プログラムを開発・実践する現場を整理してきました。

そこで、今後、多くの分野で必要となる文化資料の情報化とその流通のデジタル化技術を併せ、文化活動の基礎として著作権・プライバシー、文化芸術等の文化情報の内容に関する基礎を理解し、デジタル・アーカイブ化できる人材の養成を展開します。

## 実施の経緯・過程

現在の実施の状況は、デジタル・アーキビストの養成を文化創造学部文化情報コースでの博物館学芸員、図書館司書等の資格取得と併せた教育と、全学の学生の選択科目として履修させている。また、大学院文化創造学研究科では、さらに高度な専門性をもたせた上級デジタル・アーキビストの養成をしている。これらのカリキュラムは、教育、博物館、図書館、文書館、企業等のデジタル・アーカイブを取り扱う関係者に、教育内容の必要事項について調査し、それをもとに国立科学博物館、大学関係者の協力を得て構成した。

広く文化財・文化活動を知的財産として、デジタル・アーカイブ化するカリキュラムは、文化に関する理解、文化資料に関する著作権・所有権・プライバシーなどの法と倫理の理解と実務能力、文化財・文化活動のデジタル化・管理・活用の技術実践力の育成を目標として大きく3領域で構成した。

授業科目は、「デジタル・アーキビスト概論」「情報システム」「マルチメディア」「デジタル・アーカイブ」「メディア論」「情報管理」「情報システム」「文化情報メディア」「デジタル・アーカイブ」「バーチャルミュージアム」「バーチャルミュージアム」

を必修科目とし、文化に関する基礎として、文化財学、日本伝統芸能を始め、それを利用する文化分野として教育など各自の専門分野を中心に授業科目を選択させている。

教育方法としては、実践、演習を重視し、文化財・文化活動の実地調査、撮影・記録を北海道から沖縄まで、各地で実地研修している。とくに、世界遺産である白川郷や白山文化の文化財・芸能（延年の舞等）、沖縄の文化財・歴史・芸能、北海道の開拓資料などの現状を、各施設、関係者の協力を得て、できるだけ正確にデジタル記録・保存し、後世へ継承と活用する方法について、実践を通して学習させている。

実施過程は、デジタル・アーキビストの養成カリキュラムを構成するための調査、カリキュラムの構成、授業科目の試行を平成16年度に実施した。

平成 17 年度は、文化創造学部文化創造学部文化情報コースの教育課程に位置づけ、1 年次から 4 年次までの各学年で実施した。とくに、高学年では、長期休み（夏休）等を利用し、集中講義で実施し、その学習効果・成果等を調査した。

平成 18 年度には、平成 17 年度の教育結果を参考にして、全学の学生に選択履修を始めた。

また、平成 17 年度からは、関係者から、高度な能力をもつデジタル・アーキビストの要請に対応するため、学部でのデジタル・アーキビストの養成を発展させ、大学院での上級デジタル・アーキビストの養成を始めた。

一方、高等学校や実際にデジタル・アーカイブ業務に携わっている博物館等から準デジタル・アーキビストの養成カリキュラムの要請があり、大学 1 年次・2 年次生を対象にした準デジタル・アーキビストのカリキュラムを構成し実践した。これをもとに、広く高校、短大等に適用できる準デジタル・アーキビストの養成を社会的にも広めることにした。その結果、準デジタル・アーキビストの養成は、博物館等でのデジタル・アーカイブ作業の支援者の人材養成にも適用されだした。

また、学生に学習目標を持たせ、履修意欲を高め、さらに学習レベルに一定の基準を設けるため、デジタル・アーキビスト資格を学内外の関係者で決め、各学生の学習の達成状況を第三者的評価を進める必要があった。このため、各専門家や機関の協力得て、特定非営利活動法人日本デジタル・アーキビスト資格認定機構を設置し、「上級デジタル・アーキビスト」「デジタル・アーキビスト」「準デジタル・アーキビスト」の資格を設定し、資格認定試験を実施している。これにより、本学の学習レベルを一定の基準をもって進めることができるようになった。

#### 目的に対する成果、人材養成面での達成度

デジタル・アーキビストの養成は、国の知的財産政策における知財の保護・活用・創造の知的創造サイクルを生み出す人材育成の支援である。

今回の一連の実践で、知的文化的資産のデジタル・アーカイブ化、さらに新しい文化の創作・保護・活用を推進する人的基盤として、教育におけるデジタル・アーキビストの養成の一つの方向性が見えてきた。

とくに、今回、国立科学博物館、関係大学、研究機関、地域の博物館、県・市町村、高等学校などの協力で、デジタル・アーキビストとして望ましい教育内容、さらにその達成すべき履修のレベルについての検討、さらに、資格の設置まで進みだしたことは、今後、本学を始め関係大学等のカリキュラム構成で大きな成果があったと考える。

また、本学のこの成果をもとに、国立科学博物館館長佐々木正峰氏、元国立研究所長 菱村幸彦氏などを理事とした、特定非営利活動法人日本デジタル・アーキビスト資格認定機構が設置されたことは、大学外から評価され、本学のカリキュラム等の教育開発が一応の目的を達成したと考えられる。

学生のデジタル・アーキビストとしての養成の成果としては、デジタル・アーキビストの資格取得者が、現状で 36 名で、大学院レベルの上級デジタル・アーキビスト資格取得者は、1 名（大学の教授等を含め現在上級デジタル・アーキビストは全 17 名）である。

平成 18 年度までのデジタル・アーキビスト資格は、全員が就職し、さらに大学院へ約半数が上級デジタル・アーキビスト取得を目標として進学している。

#### 自大学の教育改革への影響、他大学等への波及効果、地域社会等への波及効果

大学の最も大きな改革は、デジタル・アーキビストの養成のための文化創造学部文化情報コースの整備と、大学院文学研究科から大学院文化創造学研究科への改組である。文化創造学研究科は、文化創造専攻文化創造分野に、上級デジタル・アーキビストの養成を目的としたカリキュラムを設け、新しい展開を進めている。とくに、この文化創造分野には、本学の学部学生の進学の外に、他大学関係者、企業

関係者、教員など多様な院生が学習している。

広報活動としては、博物館、大学での一般社会人、高等学校への関係授業・公開講座、およびシンポジウムを開催している。

他大学への波及効果としては、本学のデジタル・アーキビストのカリキュラムを基本として構成された日本デジタル・アーキビスト資格認定機構のカリキュラムを適用し、2 大学でデジタル・アーキビストの教育課程が設置された。

地域社会、関係団体への波及効果としては、県立の博物館を始め、生涯学習センター、企業等で、本学のカリキュラム、テキスト、実習などを用いた研修会が始まりました。たとえば、岐阜県立博物館、沖縄県、大分県、北海道など、全国的な研修の広がりが見られました。また、その成果として、デジタル・アーキビスト関係の資格の取得者が増えてきている。

また、世界遺産“白川郷・五箇山”では、富山県・岐阜県にまたがり、デジタル・アーカイブの開発の検討が進みだし、その中でも対応する人材として、各処理のレベルに応じて、デジタル・アーカイブ関連の資格取得が参加している。また、各地域の各種団体から、地域資料の情報化のデジタル・アーキビストが対応した開発が進められました。

## 学生等の評価

学生の評価としては、選択履修科目であるデジタル・アーキビスト関係の授業の参加が重要と考えている。現状では、1 学年約 40 名の受講があり、また、受講者の多くが大変熱心である。沖縄地方の文化財・文化・歴史の撮影・記録・調査では、約 30 名の参加があり、その他の県内外の遠隔地での撮影・記録・調査でも参加し、実践的な学習を熱心に進めている。

また、学生の出身校を始め関係高等学校の教員に参加を依頼し、高校と大学の連携によるデジタル・アーキビストの基礎教育としてのテキスト・教材作りを進めていて、高校からの意見を取り入れた教育を始めている。その中でも、各教員からは、高校で教科情報等の授業でも利用の検討・試行が始まり、評価を得ている。

## 学外からの評価

岐阜県立博物館、生涯学習施設、企業等で本学のカリキュラムを基本にした、デジタル・アーキビストの人材育成が始まっていて、地域社会から一定の評価をされていると考える。とくに、博物館では、年間の研修計画として年に 2 回の研修会を開催していて、本学がその支援をしている。

本学の現代 GP “デジタル・アーキビストの養成” をもとにして、特定非営利活動法人日本デジタル・アーキビスト資格認定機構が設置され、理事や各種委員に、国、県、市町村の機関、企業、博物館、大学関係者が参加され、さらに大学、機関、企業等でデジタル・アーキビスト関連の教育が始まったことは、大変な驚きである。本学としての最初の目的以上の社会的に評価を得た動きになったと考えている。

また、平成 19 年 7 月 23 日に国立科学博物館で開催した“アーカイブと文化の継承”には、シンポジウムに国立科学博物館館長佐々木正峰氏、文化庁著作権課長甲野正道氏、元 NHK 解説委員早川信夫氏、岐阜女子大学副学長後藤忠彦、午後の発表には、岐阜女子大学教授谷口知司氏、常磐大学大学院教授坂井知志氏、川崎市市民ミュージアム館長濱崎好治氏、国立科学博物館井上透氏、日本デジタル・アーキビスト資格認定機構常務理事岡行輔氏が発表、約 200 名の参加さらに岐阜、沖縄、新潟、高山などの通信ネットワークを用いて、同時提供し、多くの参加を得た。このことは、デジタル・アーキビストの養成への高い関心を得たと考えている。

## 取組支援期間終了後の展開

大学教育対応のデジタル・アーキビストの養成カリキュラムの全国的な利用に向けた整備を進め、すでに始まっている他大学、今後教育課程を設置される大学の参考となる資料の提供と、本学の大学教育の充実を図る。

### 大学院（通信教育課程）の設置

平成 20 年度 4 月開講を目標に、大学院文化創造学研究科（通信教育課程）を設置し、全国的に上級デジタル・アーキビストの資格取得を可能にする。また、この通信教育課程の設置により、本学の卒業生が、通信教育で上級デジタル・アーキビストの資格取得を可能なり、大学・大学院の融合を図る。（とくに、4 年次に、優秀な学生には、一部大学院授業の受講を許可し、大学・大学院の新しい教育展開を図る。）

### 社会人のためのデジタル・アーキビスト教育

平成 19 年度の文部科学省、社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラムで、“社会人のためのデジタル・アーキビスト教育プログラム（平成 19 年度～平成 21 年度）”が選定された。

このため、本学がすでに進めていた社会人のためのデジタル・アーキビストの講習会をより充実し、広く教育を進めることが必要となった。そこで、企業、博物館、関係教育施設、地方公共団体等で、関係大学機関の専門家の協力も得て、広く、社会人のデジタル・アーカイブの教育を推進する。

本件お問合せ先 文化情報研究センター 電話：058 - 267-5237